下水道管路更生管理技士
資格者証の取扱いについて

～更新・新規工法追加及び記載変更等の手続きについて～

資格者証を得られた方々に対する説明用資料

Version 1.04

平成28年９月

一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会

１．資格者証に記載される内容 …1
２．資格者証の運用に関する注意事項 …1
３．資格者証の更新（更新技術者登録） …2
４．資格者証の有効期間内での新規工法の追加（2次試験と同じ） …3
５．資格者証の有効期間内での工法毎の更新 …4
６．その他（訂正、変更、紛失等）の対応 …5

〔申請票〕
- １．下水道管路更生管理技士 資格者証 〔更新・追加〕申請票
- ２．下水道管路更生管理技士 資格者証 〔変更・紛失・一部失効〕申請票
- ３．下水道管路更生管理技士 資格者証 〔誤記訂正〕 申請票
- ４．下水道管路更生管理技士 資格者証 〔その他の変更〕 申請票

〔その他〕
- ５．振込用紙記入例

１．資格者証に記載される内容

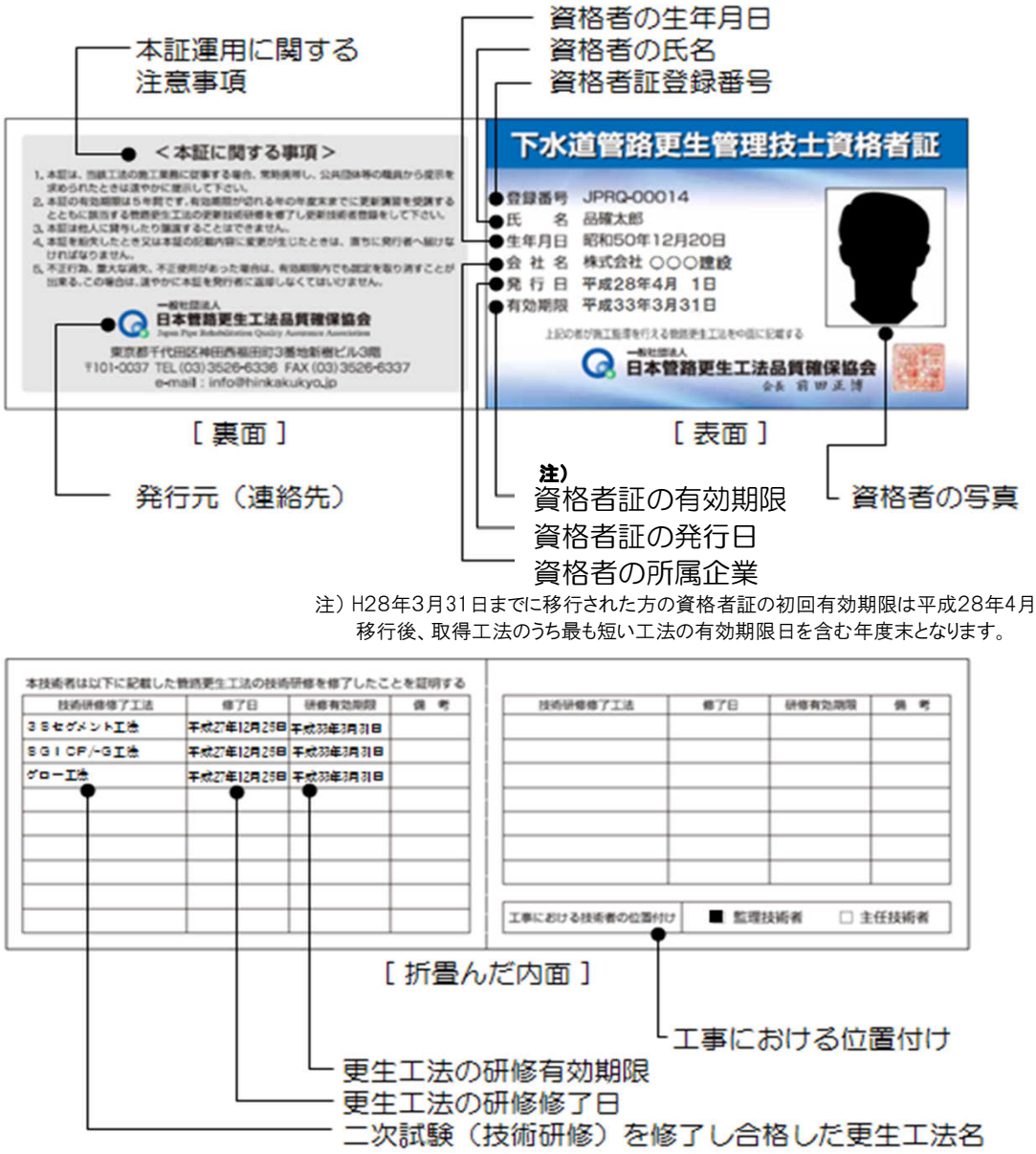

注）H28年3月31日までに移行された方の資格者証の初回有効期限は平成28年4月1日の移行後、取得工法のうち最も短い工法の有効期限日を含む年度末となります。

〔図１．資格者証と資格者証に記載される内容〕

２．資格者証の運用に関する注意事項　　（資格者証の裏面に記載されています。）

１）本証は、当該工法の施工業務に従事する場合、常時携帯し公共団体等の職員から提示を求められたときは速やかに提示して下さい。

２）本証の有効期限は5年間です。有効期限が切れる年の年度末までに更新講習を受講するとともに該当する管路更生工法の更新技術研修を修了し更新技術者登録をして下さい。

３）本証は他人に貸与したり譲渡することはできません。

４）本証を紛失したとき又は本証の記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者へ届けなければなりません。

５）不正行為、重大な過失、不正使用があった場合は、有効期限内でも認定を取り消すことが出来る。この場合は、速やかに本証を発行者に返却しなくてはいけません。

３．資格者証の更新（更新技術者登録）

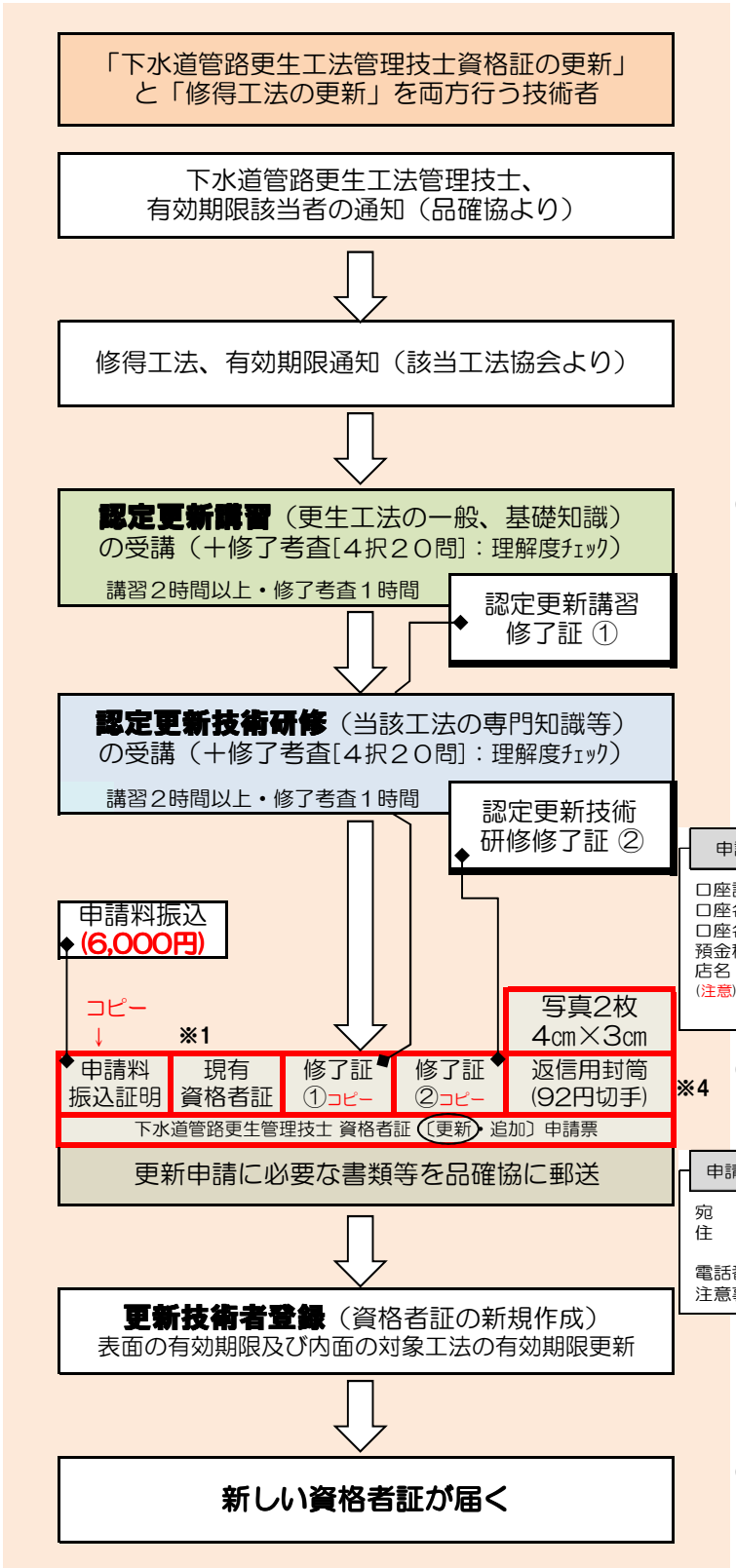

◇品確協から更新対象者の居る企業に『対象者リスト』を送付（年1回[４月中旬]）
⇨会員企業
（H28年度は7月以降）

◆所属する工法協会より更新対象者がいる企業に『更新講習・更新技術研修の案内』を送付（随時）
⇨会員企業

❶該当する技術者は、更新を迎える工法を扱う工法協会が主催する「認定更新講習」及び「認定更新技術研修」に申し込み受講する。

申請料の振込先　※２　※３

口座記号番号　00160－５－265204
口座名称(漢字)　一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
口座名称(カナ)　シヤ）ニホンカンロコウセイコウホウヒンシツカクホキョウカイ
預金種目　当座
店名（店番）　〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）　神田今川橋
(注意)　※郵便局のＡＴＭにより入金をお願い致します。
※確認のため振込人として当該技術者の名前を必ず入力下さい。

❷受講終了後、左記の必要書類を揃え、品確協に更新申請を行う。

申請書類の送り先

宛　先　：（一社）日本管路更生工法品質確保協会　事務局
住　所　：〒１０１－００３７
東京都千代田区神田西福田町3番地　新樹ビル３階
電話番号　：03-3526-6336
注意事項　：封筒の表に 更新申請書類 在中 と記載する。

❸新しい資格者証が届くと記載内容を確認し、間違いがなければ更新完了.
※訂正が必要な場合、品確協に連絡する.

※1）現有の資格者証を送る際には必ず資格者証のコピーをとり新しい資格者証が届くまで保有しておくこと。
※2）振込手数料は6,000円に含まれます。
１度の申請で複数の更新工法が含まれていても１人につき6,000円です。
※3）会社でまとめて申請する場合、１枚の振込用紙にまとめて振り込まれてもかまいません。
※4）返信時、簡易書留を希望される方は「追加で310円の切手」を同封してください。

4．資格者証の有効期間内での新規工法の追加（2次試験と同じ）

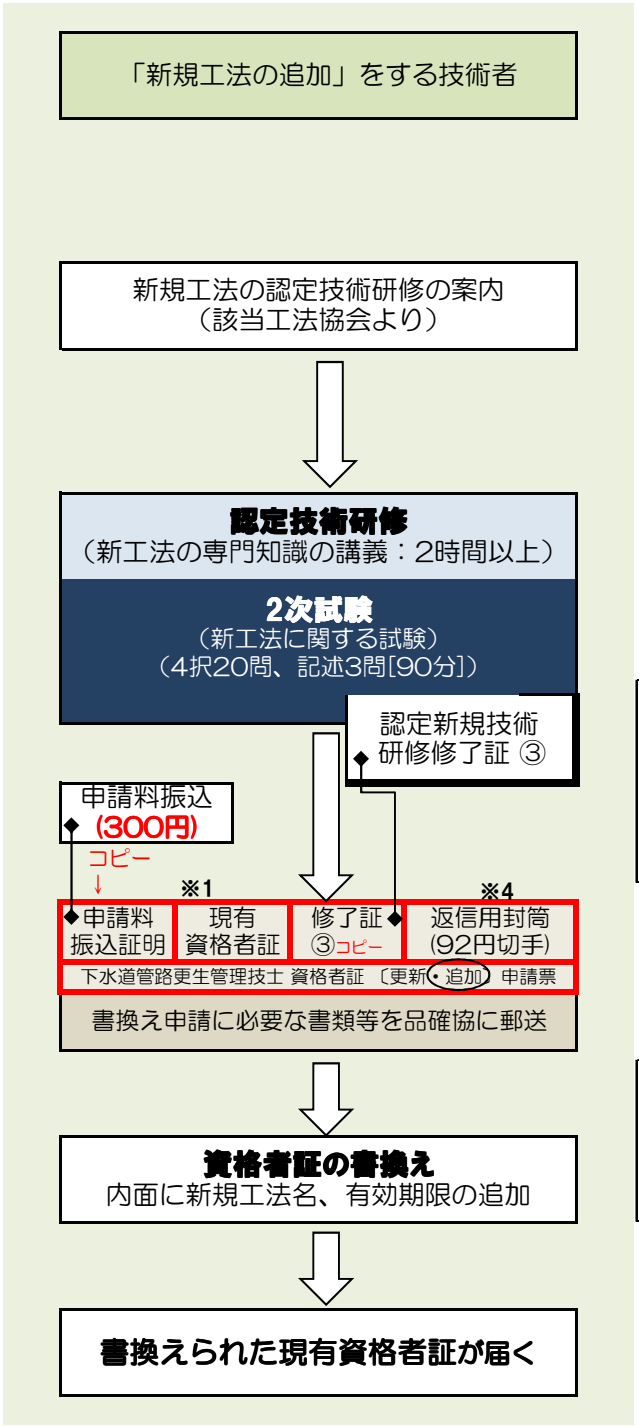

◆所属する工法協会より会員企業に『認定技術研修の案内』を送付（随時）
⇨会員企業

❶希望する技術者は、新規工法の研修を主催する工法協会に「認定技術研修」に申込み受講する。

申請料の振込先　※2　※3

口座記号番号　00160－5－265204
口座名称(漢字)　一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
口座名称(カナ)　シヤ）ニホンカンロコウセイコウホウヒンシツカクホキョウカイ
預金種目　当座
店名（店番）　〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）　神田今川橋
(注意)　※郵便局のＡＴＭにより入金をお願い致します。
※確認のため振込人として当該技術者の名前を必ず入力下さい。

❷受講修了し合格した後、左記の必要書類を揃え、品確協に新規工法の追加の為の資格者証書換え申請を行う。

申請書類の送り先

宛　先　：（一社）日本管路更生工法品質確保協会　事務局
住　所　：〒１０１－００３７
東京都千代田区神田西福田町3番地　新樹ビル３階
電話番号　：03-3526-6336
注意事項　：封筒の表に 工法追加申請書類 在中 と記載する。

❸書換えられた資格者証が届くと記載内容を確認し、間違いがなければ追加完了。
※訂正が必要な場合、品確協に連絡する。

※1）現有の資格者証を送る際には必ず資格者証のコピーをとり書換えられた資格者証が届くまで保有しておくこと。
※2）振込手数料は300円に含まれます。
1度の申請で複数の追加工法が含まれていても1人につき300円です。
※3）会社でまとめて申請する場合、1枚の振込用紙にまとめて振り込まれてもかまいません。
※4）返信時、簡易書留を希望される方は「追加で310円の切手」を同封してください。

注）一人当たりの振込金額が「300円」の場合、振込後間違えが判明しても返金は致しません。
（振込前に確認をお願い致します。）

５．資格者証の有効期間内での工法毎の更新

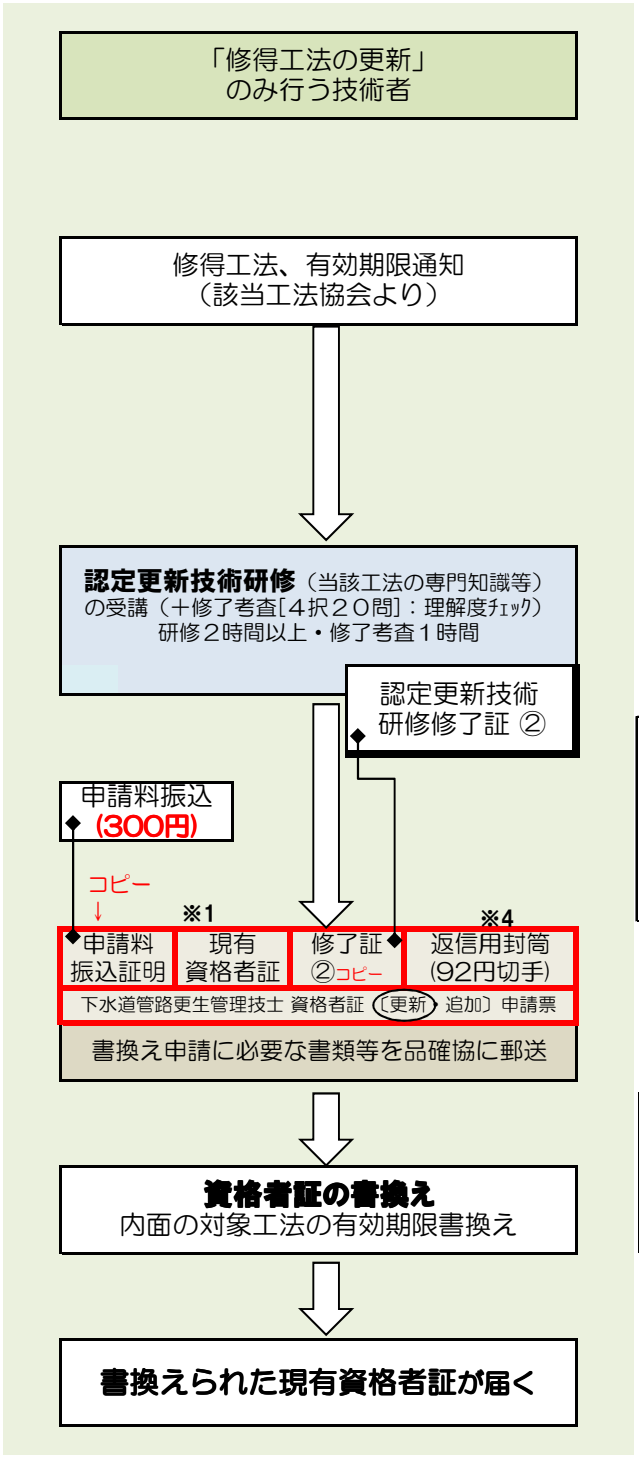

◆所属する工法協会より更新対象者がいる企業に『認定更新技術研修の案内』を送付（随時）
⇨会員企業

❶希望する技術者は、当該工法の研修を主催する工法協会に「認定更新技術研修」に申し込み受講する。

申請料の振込先　※2　※3

口座記号番号　00160－5－265204
口座名称(漢字)　一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
口座名称(カナ)　シヤ）ニホンカンロコウセイコウホウヒンシツカクホキョウカイ
預金種目　当座
店名（店番）　〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）　神田今川橋
（注意）　※郵便局のＡＴＭにより入金をお願い致します。
※確認のため振込人として当該技術者の名前を必ず入力下さい。

❷受講修了後、左記の必要書類を揃え、品確協に該当する工法の更新の為の資格者証書換え申請を行う。

申請書類の送り先

宛　先　：（一社）日本管路更生工法品質確保協会　事務局
住　所　：〒１０１－００３７
東京都千代田区神田西福田町3番地　新樹ビル３階
電話番号　：03-3526-6336
注意事項　：封筒の表に 工法更新申請書類 在中 と記載する。

❸書換えられた資格者証が届くと記載内容を確認し、間違いがなければ更新完了。
※訂正が必要な場合、品確協に連絡する。

※1）現有の資格者証を送る際には必ず資格者証のコピーをとり書換えられた資格者証が届くまで保有しておくこと。
※2）振込手数料は300円に含まれます。
１度の申請で複数の対象工法が含まれていても１人につき300円です。
※3）会社でまとめて申請する場合、１枚の振込用紙にまとめて振り込まれてもかまいません。
※4）返信時、簡易書留を希望される方は「追加で310円の切手」を同封してください。

注）一人当たりの振込金額が「300円」の場合、振込後間違えが判明しても返金は致しません。
（ 振込前に確認をお願い致します。）

6．その他（訂正、変更、紛失等）の対応

手続きに必要なもの ／ 更新・変更等の手続	㋐現有資格者証	㋖誤り訂正通知	㋗姓名変更通知	㋘会社名変更通知	㋙転職等による会社名変更通知	㋚資格者証紛失通知	㋛本人確認資料（免許証等の写し）	㋜工法協会退会による資格者証失効通知	㋝転職による資格者証失効通知	㋞工法協会退会による工法失効通知	手数料		㋟払込票兼領収証の写し	㋠返信用封筒（92円切手を貼った物）注1) 注2)	対応
											１５００円（振込手数料込み）	３００円（振込手数料込み）注3)			
④ 資格者証の姓名変更	○		○								○		○	○	資格者証新規作成
⑤ 所属会社社名変更による資格者証の会社名変更	○			○							○		○	○	資格者証新規作成
⑥ 転籍による資格者証の会社名変更	○				○						○		○	○	資格者証新規作成
⑦ 資格者証の紛失再発行						○	○				○		○	○	資格者証再度作成
⑧ 退会による資格者証の失効	○							○							資格者の停止
⑨ 転職による資格者証の失効									○						資格者の停止
⑩ 退会による対象工法のみの失効	○									○		○	○	○	資格者証工法欄の変更
⑪ 資格者証誤記訂正（無料：**FAXで申請**）	○	○													資格者証新規作成
備　考		FAXで申請	個人が申請	企業が申請	個人が申請	個人が申請		企業が申請	個人が申請	企業が申請	各自が振込	各自が振込			

注１）会社でまとめてお申し込みの際は返信封筒は角２封筒に250円の切手を貼って下さい。
注２）返信時、簡易書留を希望される方は「追加で310円の切手」を同封してください。
注３） 一人当たりの振込金額が「300円」の場合、振込後間違えが判明しても返金は致しません。

申請書類の送り先

宛　　先　：（一社）日本管路更生工法品質確保協会　事務局
住　　所　：〒１０１－００３７
　　東京都千代田区神田西福田町3番地　新樹ビル３階
電話番号　：03-3526-6336
注意事項　：封筒の表に 記載内容は右表参照 と記載する。

申請料の振込先

口座記号番号　00160－５－265204
口座名称(漢字)　一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
口座名称(カナ)　シヤ）ニホンカンロコウセイコウホウヒンシツカクホキョウカイ
預金種目　当座
店名（店番）　〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）　神田今川橋
(注意)　※郵便局のＡＴＭにより入金をお願い致します。
　　※確認のため振込人として当該技術者の名前を必ず入力下さい。

※封筒の表に記載する文言

要件番号	封筒への記載
④	姓名変更申請
⑤	社名変更申請
⑥	転籍社名変更申請
⑦	紛失再発行申請
⑧	退会資格失効届
⑨	転職資格失効届
⑩	退会工法失効届
⑫	その他の変更届

※『⑪誤記訂正』はFAXで申請

要件番号	FAXの件名記載
⑪	誤記訂正申請
FAX番号:03-3526-6337 宛先は申請書類送り先と同じ	

申請票 記入日 ：
書類作成者氏名：

下水道管路更生管理技士 資格者証〔更新・追加〕申請票

ﾁｪｯｸ欄	要件No.	該当要件	添付ﾁｪｯｸ	添付して送付するもの
□	①	資格者証更新申請	□ □ □ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋑『認定更新講習修了証の写し』 ㋒『認定更新技術研修修了証の写し』 ㋓『払込票兼領収証の写し』　※6,000円(振込手数料込み) ㋔『撮影３カ月以内の写真(4cm×3cm)２枚』 ※<写真裏面に社名・氏名を記載>
□	②	工法追加申請	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋕『認定技術研修修了証の写し』 ㋓『払込票兼領収証の写し』　※ 300円(振込手数料込み)
□	③	工法更新申請	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋒『認定更新技術研修修了証の写し』 ㋓『払込票兼領収証の写し』　※ 300円(振込手数料込み)
			共通 □	㋖『返信用封筒 』　※<返信先を記入し92円切手を貼ったもの> ※会社でまとめて申請する場合は角2封筒に250円を貼ったもの

申 請 者 の 情 報

資格者証登録番号	JPRQ －									
資格者氏名								生年月日	［西暦］　年　月　日	
所属企業名										
所属企業住所	郵便番号	―						都道府県		
	電話番号	―　―						ＦＡＸ番号	―　―	

工事における技術者の位置付けが変更になった場合に記載	ﾁｪｯｸ欄	変更内容	※変更内容に該当する資格の合格証の写しを添付してください。
	□	主任技術者 ➡ 監理技術者	
	□	（無し） ➡ 監理技術者	
	□	（無し） ➡ 主任技術者	

認定更新講習受講確認 （※ ① 資格者証更新申請者のみ記入）

認定更新講習受講日	［西暦］	年	月	日	
認定更新講習修了証（交付日）	［西暦］	年	月	日	←受講日と同じなら記載不用
認定更新講習主催工法協会	協会				

認定更新技術研修受講確認 （※ ① 資格者証更新申請者又は ③ 工法更新申請者が記入）

［更新］研修を受けた工法名	修了証交付日				有効期限			
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日

※<記入欄が足りない場合は、別紙にて「工法名」「交付日」「有効期限」のリストを追加添付してください>

技術研修受講確認 （※ ② 新規の工法追加申請者のみが記入）

研修を受けた工法名	修了証交付日				有効期限			
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日
工法	［西暦］	年	月	日	［西暦］	年	月	日

申請票 Form（2）

申請票 記入日 ：
書類作成者氏名：

下水道管路更生管理技士 資格者証〔変更･紛失･一部失効〕申請票

ﾁｪｯｸ欄	要件No.	該当要件	添付ﾁｪｯｸ	添付して送付するもの
□	④	姓名変更申請	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋒『姓名変更通知』 ※本票にて対応 ㋓『払込票兼領収証の写し』 ※1,500円(振込手数料込み)
□	⑤	社名変更申請	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋔『会社名変更通知』 ※本票にて対応 ㋓『払込票兼領収証の写し』 ※1,500円(振込手数料込み)
□	⑥	転籍社名変更申請	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋑『転職等による会社名変更通知』 ※本票にて対応 ㋓『払込票兼領収証の写し』 ※1,500円(振込手数料込み)
□	⑦	紛失再発行申請	□ □ □	㋕『資格者証紛失通知』 ※本票にて対応 ㋖『本人確認資料(免許証等の写し)』 ㋓『払込票兼領収証の写し』 ※1,500円(振込手数料込み)
□	⑧	退会工法失効届	□ □ □	㋐『現有の資格者証』 ㋗『工法協会退会による工法失効通知』 ※本票にて対応 ㋓『払込票兼領収証の写し』 ※ 300円(振込手数料込み)
			共通 □	㋖『返信用封筒 』 ※<返信先を記入し92円切手を貼ったもの> ※会社でまとめて申請する場合は角2封筒に250円を貼ったもの

申 請 者 の 情 報（※ 現在登録されている内容を ④⑤⑥⑦⑧ 全ての申請者が記入）

資格者証登録番号	JPRQ －	← 紛失の場合、品確協事務局に電話確認	
資格者氏名		生年月日	［西暦］ 年 月 日
所属企業名			
所属企業住所	郵便番号 ―	都道府県	
	電話番号 ― ―	ＦＡＸ番号	― ―

変 更 す る 情 報 （※ ④姓名変更、⑤･⑥会社名変更申請者が記入）

④	資格者氏名(新)			資格者氏名(新)ヨミ	
⑤ ⑥	所属企業名(新)				
	所属企業住所(新)	郵便番号	―	都道府県	
		電話番号	― ―	ＦＡＸ番号	― ―

⑥ の場合、確認を行った全ての工法協会の名称を記載

失 効 す る 工 法（※ ⑧工法協会退会に伴い一部工法が失効する対象者が記入）

退会した工法協会名	失効する工法名	
	工法	
	工法	
	工法	
	工法	
	工法	
	工法	
	工法	

申請票 記入日 ：
書類作成者氏名：

（一社）日本管路更生工法品質確保協会
事務局　行
［FAX番号：03-3526-6337］

ＦＡＸ

下水道管路更生管理技士 資格者証〔誤記訂正〕申請票

申 請 者 の 情 報											
資格者証登録番号	JPRQ -										
資格者氏名								生年月日	［西暦］　　年　　月　　日		
所属企業名											
所属企業住所	郵便番号			―				都道府県			
	電話番号			―　　―				ＦＡＸ番号	―　　―		

誤 記 訂 正 の 依 頼 内 容

申請票 記入日 ：
書類作成者氏名：

下水道管路更生管理技士 資格者証〔その他の変更〕申請票

申 請 者 の 情 報

資格者証登録番号	JPRQ -			
資格者氏名		生年月日	［西暦］ 年 月 日	
所属企業名				
所属企業住所	郵便番号	―	都道府県	
	電話番号	― ―	ＦＡＸ番号	― ―

そ の 他 の 変 更 の 依 頼 内 容

位置付けの変更の場合

	チェック欄	変更内容	チェック	添付して送付するもの
工事における技術者の位置付けが変更になった場合に記載	□	主任技術者 ➡ 監理技術者	□	㋐『現有の資格者証』
			□	㋗ 該当する資格合格証の写し
	□	（無し） ➡ 監理技術者	□	㋔『払込票兼領収証の写し』 ※ ３00円(振込手数料込み)
	□	（無し） ➡ 主任技術者	共通 □	㋖『返信用封筒 』 ※<返信先を記入し92円切手を貼る>

その他の変更の場合 （下記の欄に記載してください）

□	㋐『現有の資格者証』
□	㋔『払込票兼領収証の写し』 ※ ３00円又は1,500円(振込手数料込み)
共通 □	㋖『返信用封筒 』 ※<返信先を記入し92円切手を貼る> ※会社でまとめて申請の場合は 角２封筒に250円を貼る

※手数料の目安は、資格者証の
①表面の変更の場合 1,500円
②工法等が書かれた内面の記載
を変更する場合 300円
となります。

振込用紙記入例

1.【振込用紙記入例:「技術者証更新[表の有効期限が更新される]」の場合】

・使用する伝票：**(赤)払込取扱票〔通常払込料金加入者負担〕**
※郵便局が扱う伝票です。

記入箇所

1） １名分のみの振込を行う場合　（通信欄に個人名を記載）

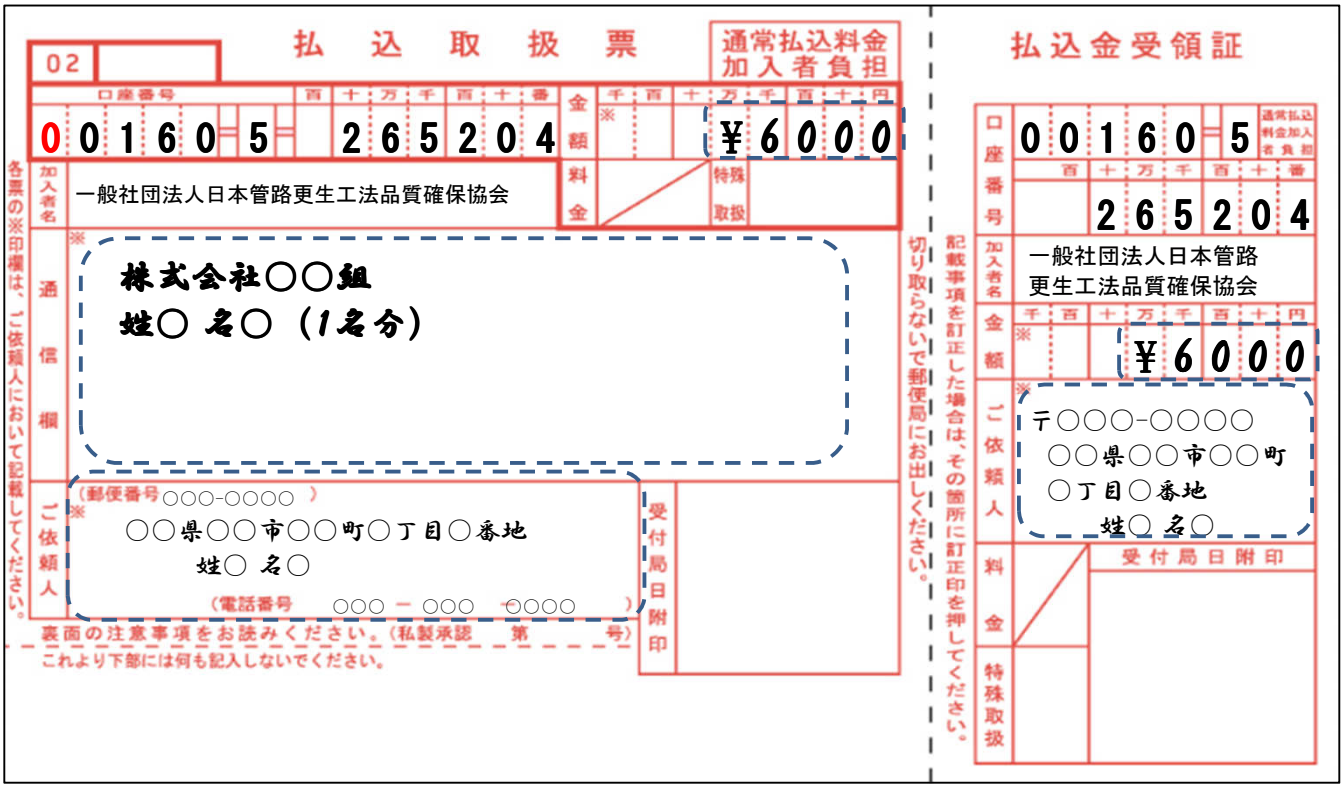

写しを申請書類と共に送付

2） 複数名分(例:6名)の振込を行う場合　（通信欄に・社名・人数・氏名一覧を記載）

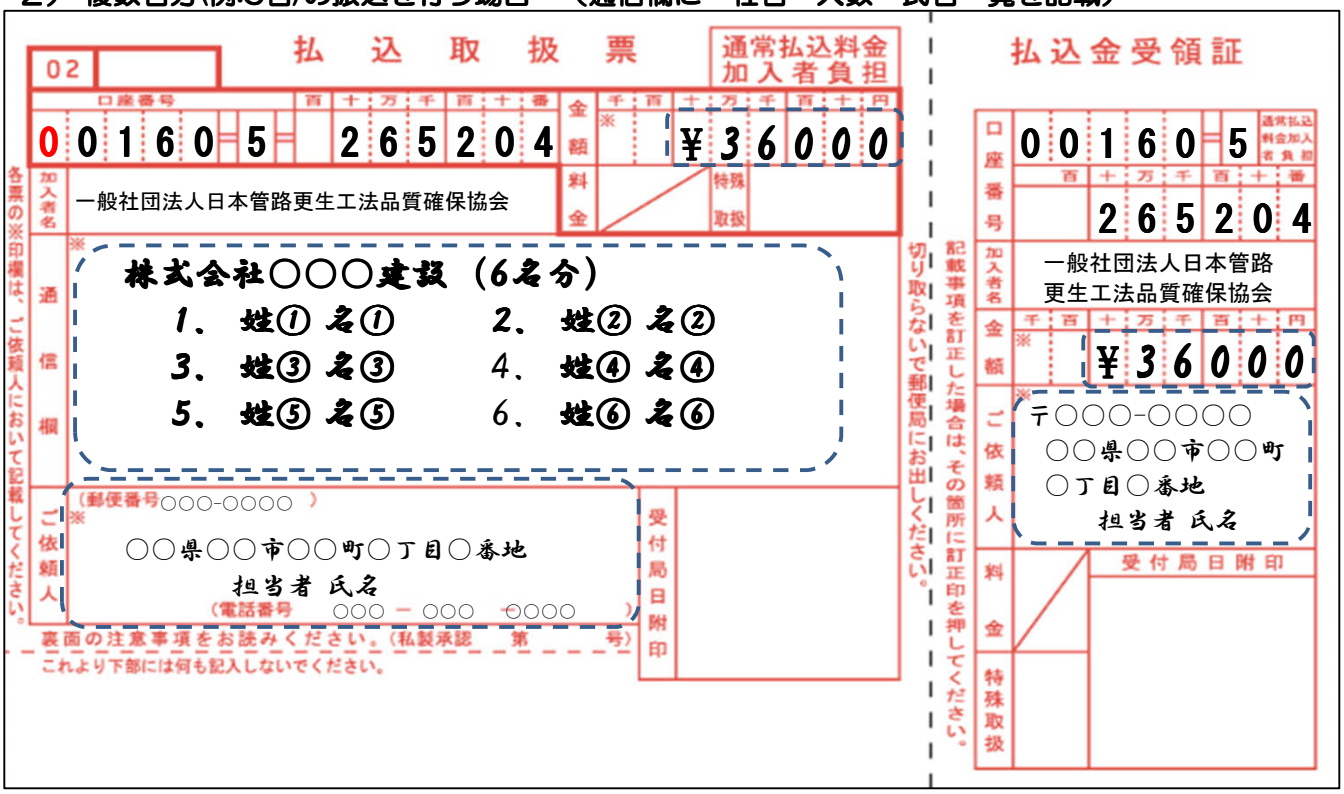

写しを申請書類と共に送付

2.【振込用紙記入例:「工法追加」「工法のみの更新」の場合】
※資格者証の内面の記載が変更になる場合

・使用する伝票：**(赤)払込取扱票〔通常払込料金加入者負担〕**
※郵便局が扱う伝票です。

記入箇所

1） １名分のみの振込を行う場合　（通信欄に個人名を記載）

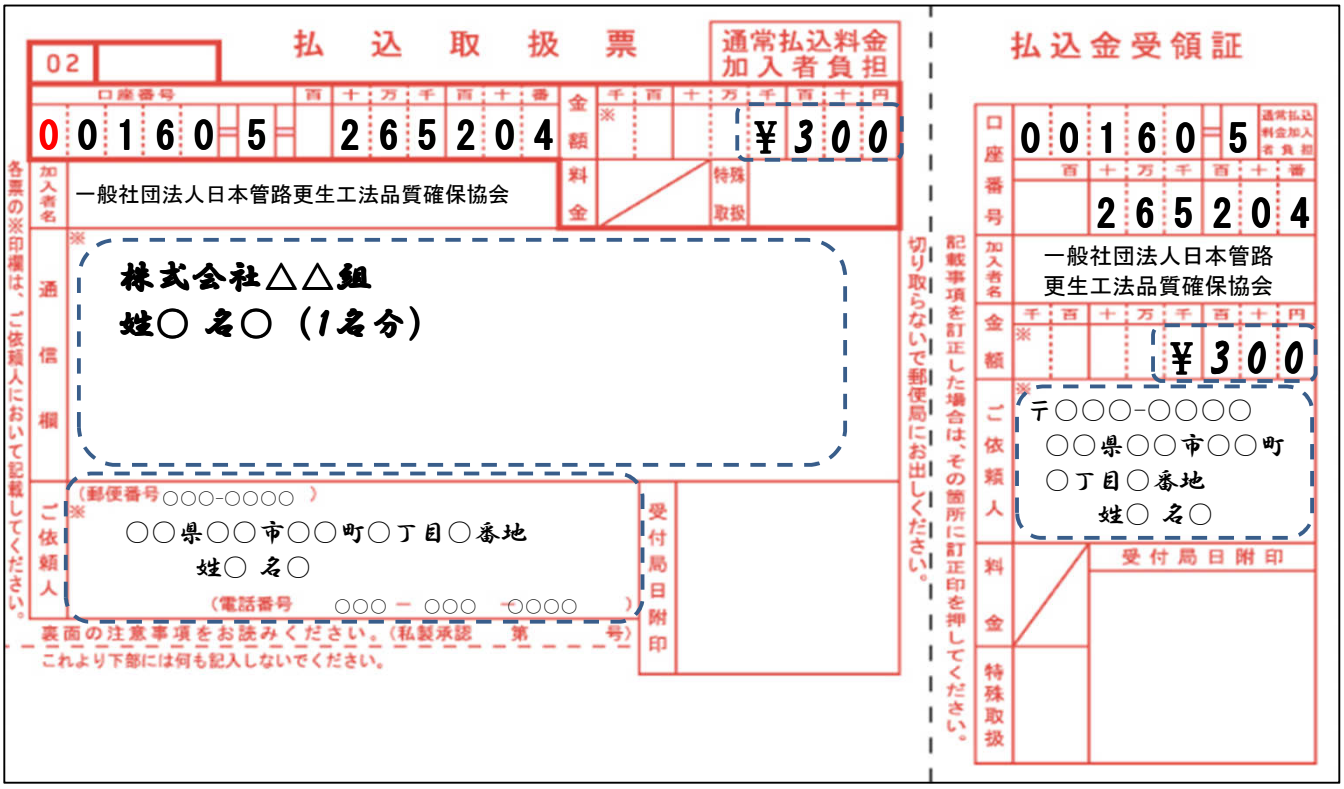

写しを申請書類と共に送付

2） 複数名分(例:6名)の振込を行う場合　（通信欄に・社名・人数・氏名一覧を記載）

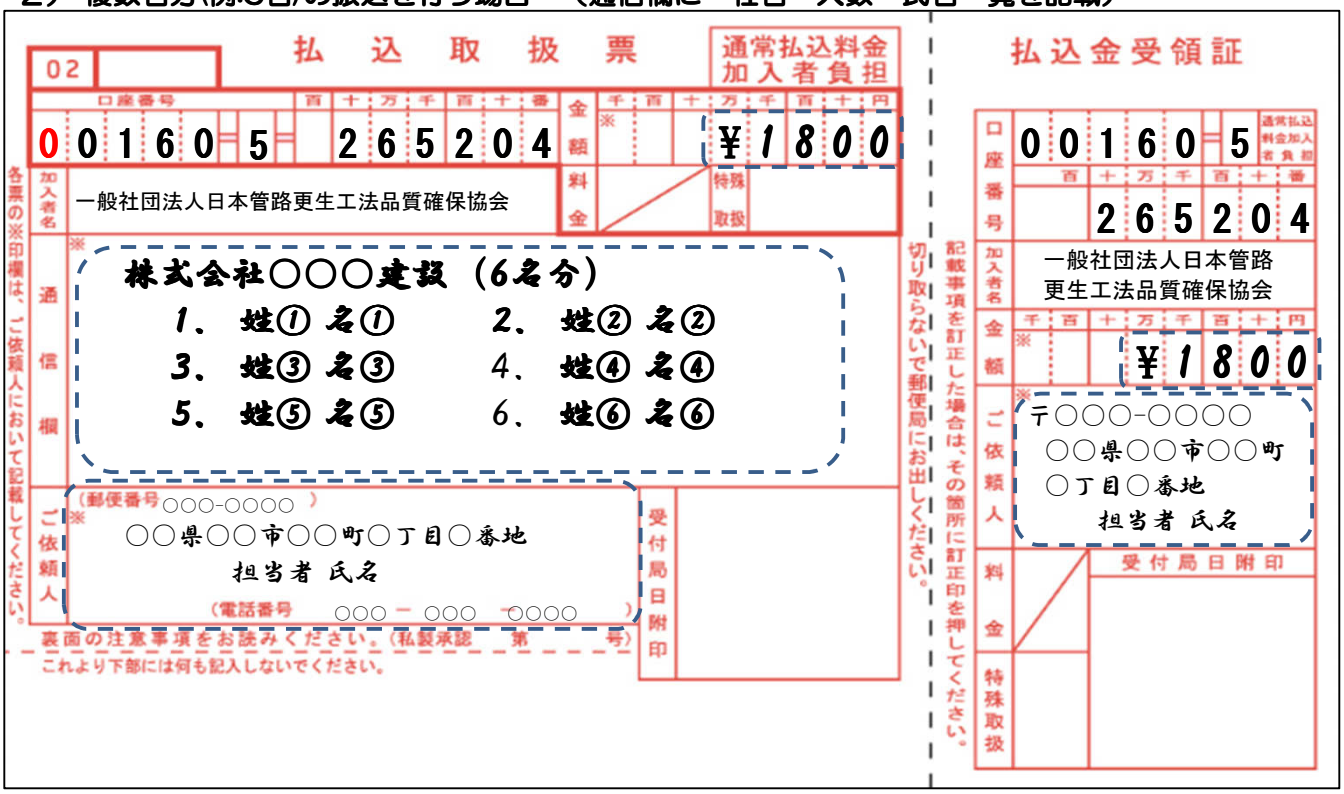

写しを申請書類と共に送付

3.【振込用紙記入例:「姓名変更」「社名変更」「一部工法失効」の場合】
※資格者証の表面の内容が変わる場合

・使用する伝票：**(赤)払込取扱票〔通常払込料金加入者負担〕**
※郵便局が扱う伝票です。

記入箇所

1） １名分のみの振込を行う場合　（通信欄に個人名を記載）

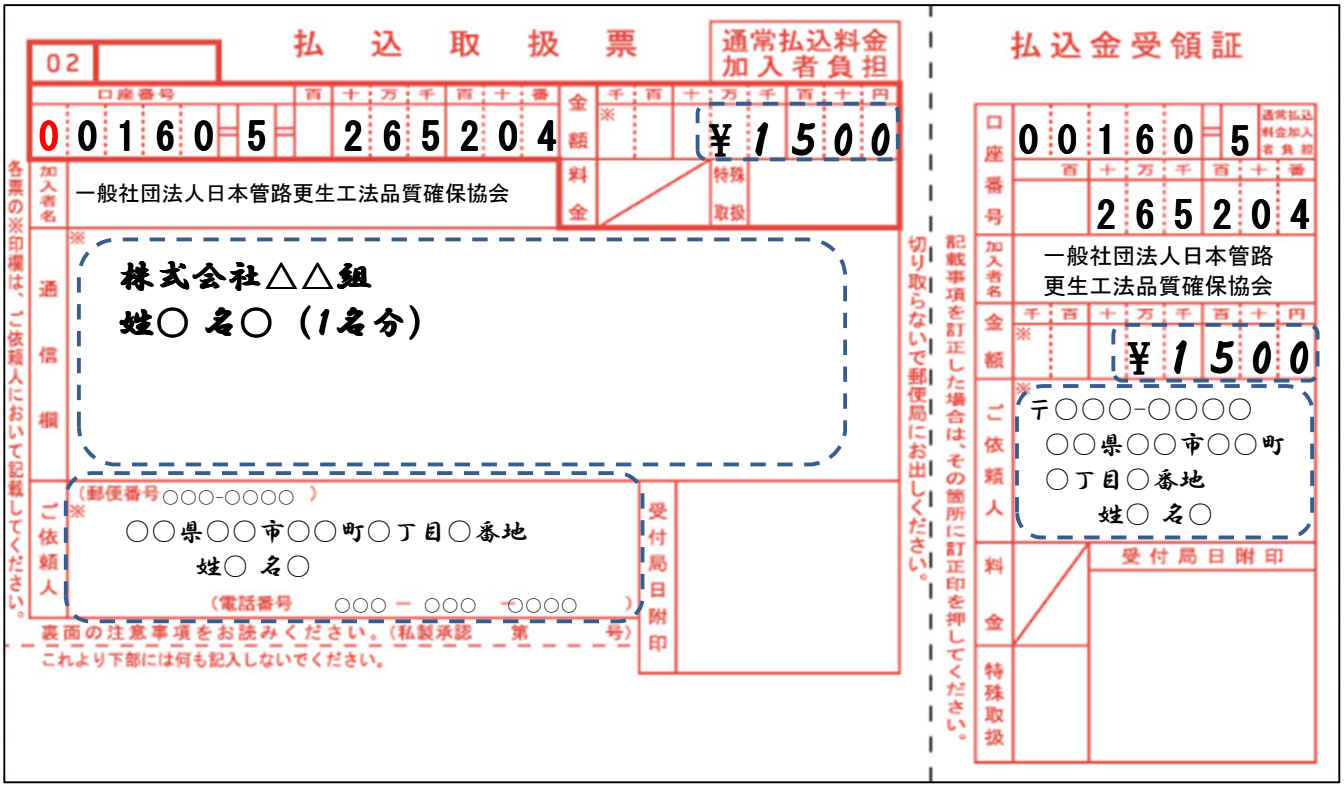

写しを申請書類と共に送付

2） 複数名分(例:5名)の振込を行う場合　（通信欄に・社名・人数・氏名一覧を記載）

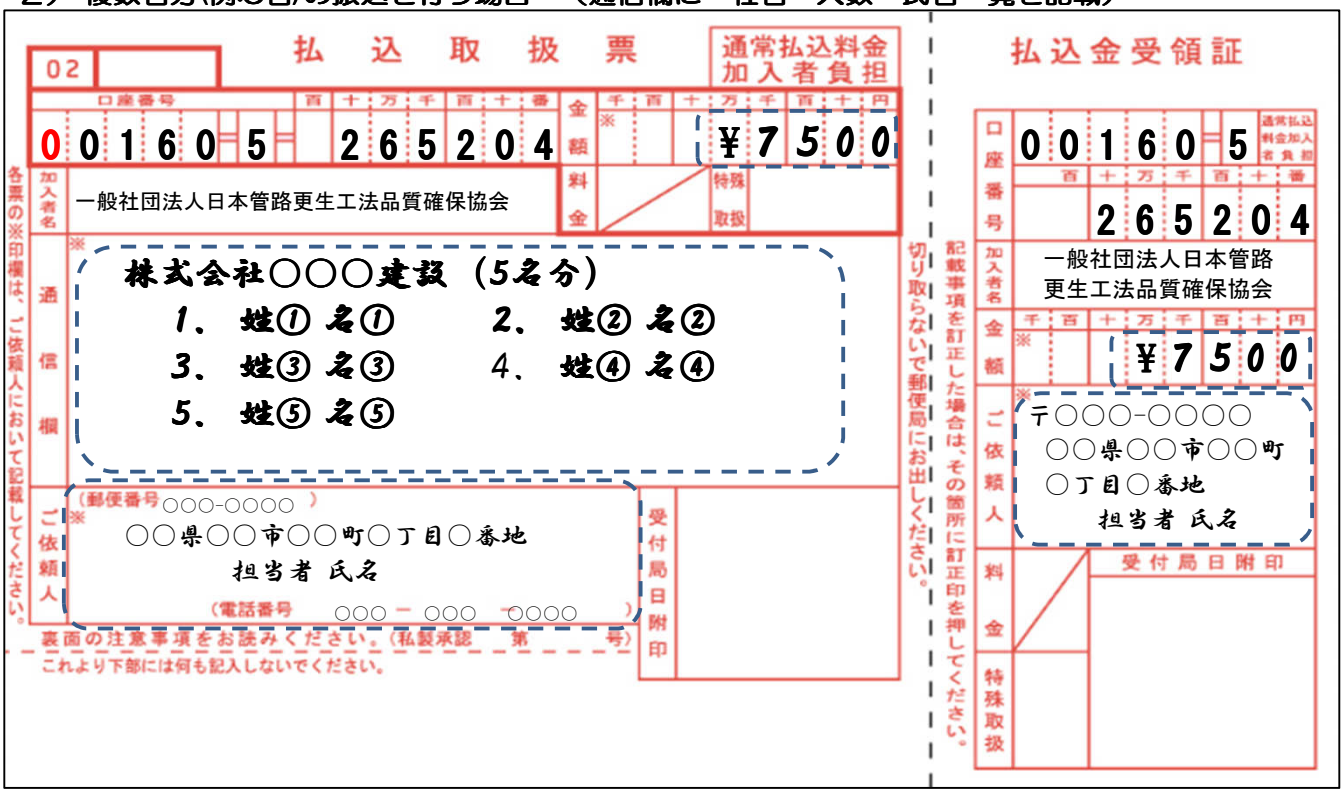

写しを申請書類と共に送付